

ブロック名称	長期的な在り方
IV. 小田原 ブロック (⑧~⑩ゾーン)	<p><ブロックの特性></p> <p>本ブロックは、地形・地質的に小田原漁港を境に西部と東部に分けることができる。東部は隆起海岸段丘、平野及び砂浜海岸、西部は箱根火山山脚部の岩石海岸である。典型的な急深な海岸で相模トラフとなり、高波浪や津波の被害を被った地域である。</p> <p>小田原市は小田原城、真鶴町は真鶴半島、湯河原町は湯河原温泉を有するなど、有名な観光資源に恵まれている。また、小田原海岸は市街にも近く市民の憩いの場であり、根府川から湯河原海岸は磯釣りのメッカである。さらに、斜面を利用して柑橘類が至る所で栽培されている。このように、本ブロックは、住居・歴史・農水産業・商工業・自然・観光・気候等いずれをとっても恵まれた地域である。また、沿岸では、大型定置網、刺網漁業が盛んに行われ、小田原漁港を中心に県西地域の水産業を支えている。</p> <p>本ブロックでは、緑地や動植物の生息地・産卵地等が沿岸の広い範囲に分布している。</p>
『やまなみ・ 緑・歴史の 共生ブロック』	<p><ブロックのこれからの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 砂浜を保全し、市民が身近に利用できる海岸を目指すとともに、加工、流通、販売等の機能が一体となった漁業関連施設と連携した海の総合的活用を目標とするものとする。 ○ 豊かな自然を活かし、生きた海を育み、自然を学ぶレクリエーション地区の形成を目標とするものとする。また、温泉や果樹園等とのネットワーク化による観光リゾート地区の形成を目標とするものとする。 ○ 陸海一体となった海洋レクリエーション利用の形成を目標とするものとする。また、自然公園等の整備や港湾機能の向上を図るとともに、産業の拠点としての整備を目標とするものとする。 <p><海岸の防護について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸に近接して市街地や観光地が迫る区域は、土地利用、住環境、海岸利用に配慮しつつ高潮、津波対策を推進し、一定の防護水準の確保を目標とするものとする。 ・ 海岸保全施設の改築に当たっては、海岸環境と利用に配慮することを目標とするものとする。 ・ ブロック等による消波施設箇所は、自然海岸の再生という在り方に基づいて、面的防護方式等により砂浜の復元を検討し、その対策を目標とするものとする。 ・ 海岸の防護に当たっては、現状の砂浜を保全することを基本として、<u>海岸ごとの特性を考慮した砂浜</u>の幅と適度な勾配を持つ砂浜を目標とし、砂浜の<u>消波</u>機能が最大限に発揮されることを目標とするものとする。 ・ 大正時代に築造された海岸保全施設については、その設置経緯を把握し、その果たした役割を尊重し、出来る限り海の保全文化として後世に伝えることを目標とするものとする。 <p><海岸環境の整備と保全について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地や動植物の生息地・産卵地等が沿岸に分布しており、これらを保全・保護するとともに、海岸では、防護と利用との調和を図ることを目標とするものとする。 ・ 本沿岸は、岩石海岸と砂浜海岸となっており、藻場等の漁業資源も豊富に存在している。これら自然の財産を保全・保護し、次世代へ継承することを目標とするものとする。 ・ 海岸漂着ゴミや不法投棄ゴミ等の対策について、その状況に応じて関係機関と連携して、排出者の特定を含めて適切に処理が行なわれるよう啓発、撤去等の対策を目標とするものとする。 <p><公衆の適正な利用について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この海岸を美しく、安全で、いきいきした海岸のまま次世代へ継承するため、砂浜と岩石の自然海岸として位置づけて関係行政機関と連携し、公衆の適正な利用に係る模範海岸を目標とするものとする。 ・ 沿岸の自然環境に配慮しつつ、清潔で安全な海水浴場等の整備が促進されるよう関係機関と連携し、海岸活動拠点の形成を目標とするものとする。 ・ 漁業、海水浴、サーフィン等の海岸利用者間の利用調整の取り組みに対して支援するとともに、それらの利用が適正に行われるよう付帯施設等の整備を進めるなど、海浜利用のマナー向上を目標とするものとする。 ・ 沿岸に点在する緑地、旧所・名跡と海岸をネットワークで結び、地域の歴史・文化を学べる場の整備が促進されるよう、特に、小田原市内で既存防潮堤天端を活用したものや真鶴半島自然探勝歩道等の観光と海洋レクリエーション利用との融合を生み出す事業の展開を目標とするものとする。 ・ 砂浜海岸はキス釣り等投げ釣りのメッカであり、岩石海岸は磯釣りのメッカである。釣りやその他海に親しむことが出来るよう、関係行政機関等との連携を目標とするものとする。 ・ 港湾や漁港等の利用効率及びサービスの向上等港を核とする産業、リゾート基地の整備が促進されるよう関係行政機関等との連携を目標とするものとする。

2-2 海岸の防護に関する事項

2-2-1 海岸の防護の目標

(1) 防護すべき地域

本計画における防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備されていない場合に、海岸後背地の人命や財産に対して被害の発生が予想される以下の地域とする。

○ 高潮・波浪からの防護

防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の浸水区域とする。

○ 津波からの防護

地域海岸毎に設計津波として設定した津波が来襲した場合の浸水区域とする。

○ 侵食からの防護

現在と同じ速度で50年間侵食が進むと想定した場合の影響区域とする。

(2) 防護水準

海岸に作用する高潮や波浪等の外力は、想定外のものが発生するなど、大きさに幅がある。また、その対応方法にもハード、ソフト対策など種々考えられるが、防護の目標とすべき外力水準は以下のとおりとする。

○ 高潮

“朔望平均満潮位”に“想定される最大の偏差”を加えた計画高潮位に来襲波浪によるうちあげ高を加えたものに対して防護することを目標とする。

○ 波浪

原則として30年再現確率相当の波浪に対して防護することを目標とするが、後背地の土地利用の状況等に応じて、50年再現確率相当の波浪を適用する等、柔軟に対応していく。

○ 津波

地域海岸ごとに数十年から百数十年に一回程度発生する頻度の高い津波を対象に、せり上がりを考慮したものに対して、防護することを目標とする。

○ 海岸侵食

現状の砂浜の汀線を保持することを基本的な目標とし、最低限の幅と必要に応じて海浜勾配の維持など砂浜全体の回復を図ることを目標とする。

○ その他

長期的には、地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化も今後想定されるが、環境モニタリングの継続的実施による影響把握を基本目標とし、国や沿岸自治体との連携を図り、必要に応じて防護水準に加味していく。基本計画の見直しについて検討をする。

なお、計画天端高の設定方法については、越波流量にて決定する方法、余裕を見込んだ偏差量にて決定する方法等もある。また、後背地の安全性を確保しつつ、「環境」「利用」に配慮すれば、その他の設定方法も考えられる。

<神奈川県沿岸 海岸保全施設の防護水準の考え方について>

海岸保全施設の天端高は、高潮・波浪に対して必要となる高さと津波に対して必要となる高さを比較して、高い方の値を基に設定する。

高潮・波浪対策のための施設の計画天端高の設定は、一般に以下の図(図2-2-1)に表される。この計画天端高の考え方は、朔望平均満潮位(H.W.L)時に、設計対象の高潮と波浪が同時に発生することを想定している。

津波に対して必要となる高さ(施設の計画天端高)は、国から示された「設計津波の水位の設定方法等について」(平成23年7月8日)に基づき、数十年から百数十年に一回程度発生する頻度の高い津波を対象に設定することとする。(図2-2-2)なお、最大クラスの津波に対しては「減災」の考えに基づき避難を中心とした総合的な対策を講じることに努める。

$$\text{計画天端高【高潮・波浪】} = \text{朔望平均満潮位} + \text{高潮偏差} + \text{うちあげ高} + \text{余裕高}$$

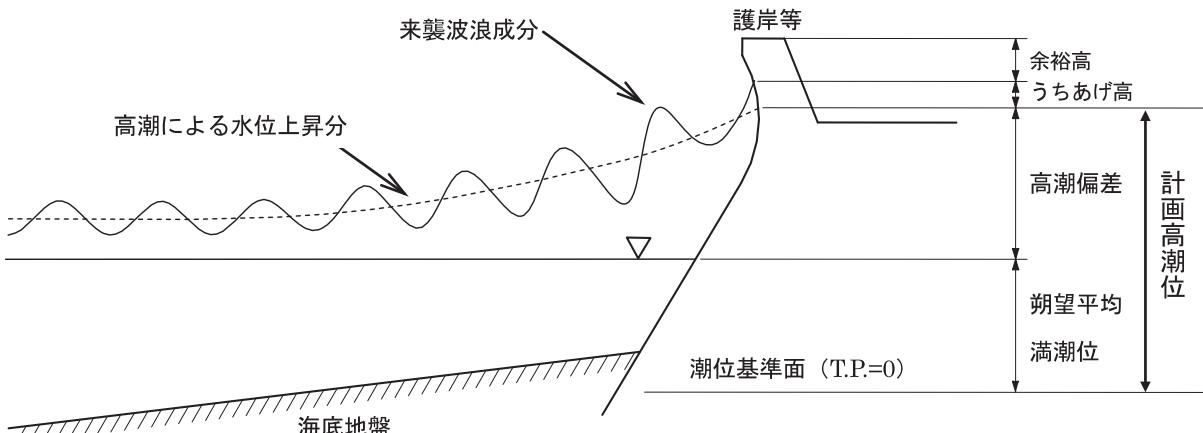


図2-2-1 高潮・波浪による計画天端高の設定方法の模式図

$$\text{計画天端高【津波】} = \text{朔望平均満潮位} + \text{津波高(せり上がり考慮)} + \text{余裕高}$$

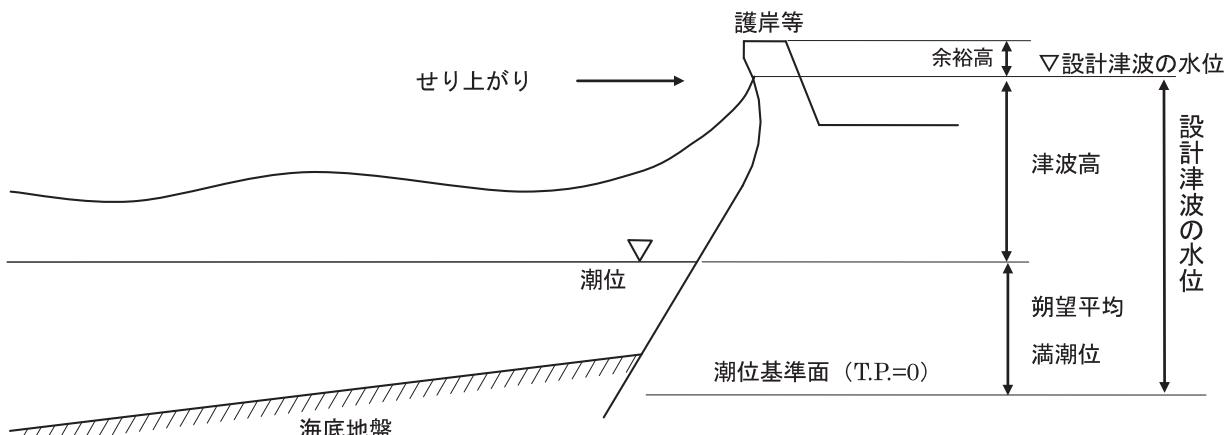


図2-2-2 設計津波の水位による計画天端高の設定方法の模式図

用語説明

うちあげ高：防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の堤防・護岸等に対する波のうちあがり高さのことである。

余裕高：堤防天端高設定における若干の不確実性を考慮して設定する高さであり、最大1.0mを限度に決定されることが多い。

潮位基準面：東京湾平均海面(T.P.=0m)

高潮偏差：各海岸に対して最悪を想定した偏差

朔望平均満潮位：朔望の日から前2日後4日以内に現れる各月の最高満潮位を平均した水面。

津波高：津波によって海面が上昇した高さ。

相模灘沿岸の設計水位(案)

◎以下の表は「湾の形状や山付け等の自然条件」等により、海岸を広域的に捉えた地域海岸における設計水位を示したものである。この設計水位を基に各海岸の目指すべき計画天端高を設定する。

◎今後、整備にあたっては、目指すべき計画天端高を基に、海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮しつつ、海岸管理者が適切に定めるものであることに留意する。

地域海岸名	高潮の防護水準	津波の防護水準	設計水位③ (①と②を比較)	備考
	高潮対策計画 (高潮に対する防護水準)	津波対策計画 (津波に対する防護水準)		
	うちあげ高の水位② ^(注1)注2) (T.P.+m)	設計津波の水位(せり上がり津 波高)① ^(注1)注3) (T.P.m)		
①三浦半島南部地域	2.4～6.5	4.1	4.1～6.5	
②三浦半島西部地域	1.6～5.0	5.9	5.90	
③鎌倉・逗子・葉山地域	2.4～5.0	6.0	6.00	
④湘南海岸地域	1.9～6.3	6.3	6.30	
⑤二宮・大磯西部地域	9.9～11.4	5.1	9.9～11.4	平成19年台風9号被災後の状況による波浪推算であり、現在、具体的な対策の検討を行っている。
⑥小田原東部地域	5.1～12.0	4.9	5.1～12.0	
⑦真鶴東部・小田原西部地域	3.5～10.0	7.1	7.1～10.2	
⑧湯河原・真鶴南部地域	6.1～6.8	6.4	6.4～6.8	

注)

1) 各水位は、各地域の防護ラインにおいて、直壁護岸とした場合の高さをいう。

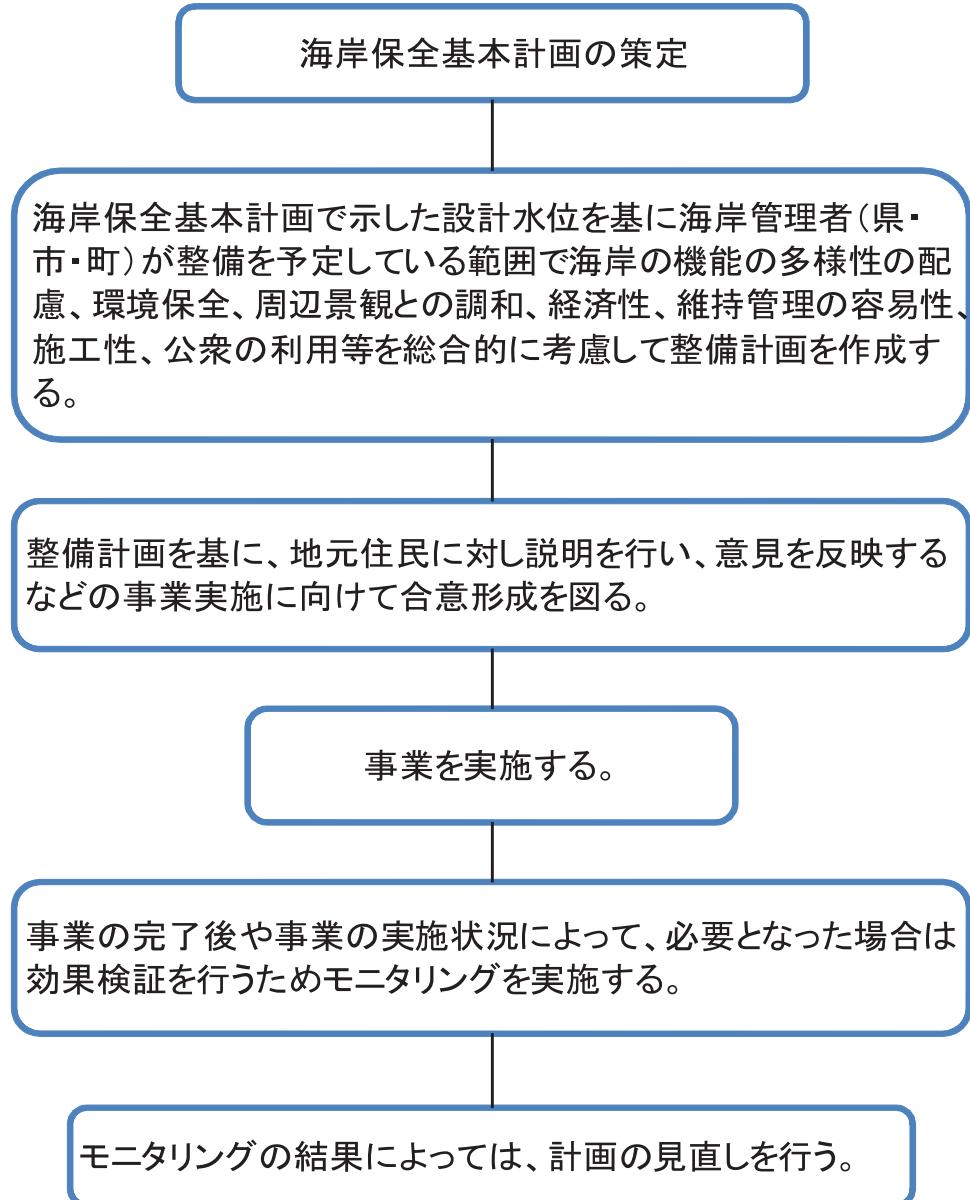
2) 本編図2-2-1[朔望平均満潮位+高潮偏差+うちあげ高]を示した値。

3) 本編図2-2-2[朔望平均満潮位+津波高(せり上がり考慮)]を示した値。朔望平均満潮位は0.85mに設定している。



海岸保全施設等の整備フロー(例)

海岸保全基本計画の策定から整備後までの流れについて、一例を示したものであり、実際の整備に当たっては、手法を変えたり、繰り返したりする場合があることに留意する。



2-2-2 防護の目標を達成するための施策

(1) 安全で安心して生活できる海岸の整備

- 相模灘沿岸は、これまで津波、高潮、越波、海岸侵食等の防止対策として海岸保全施設の整備が進められてきたが、保全機能が十分でない地区が残っているとともに、新たに海岸侵食等が問題となってきた地区的ある。また、既設の海岸保全施設の老朽化も懸念されている。そこで、本沿岸の人々の安全で安心な生活を守るために、海岸保全施設の新たな整備、機能低下や老朽化した施設の改良・改築及び新たな海岸侵食に対する防護を推進するものとする。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、既存の施設の改良・改築など自然再生の取り組みに資するものかの検討も含めて、堤防あるいは消波工等単独で防護する線的防護方式だけでなく、人工リーフ等の沖合施設や砂浜の消波機能等を組み合わせる面的防護方式にも取り組むものとする。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、後背地の防護機能のみではなく、漁業資源保全、海洋レクリエーション利用等における利便性、さらに、自然環境や景観の保全など、多面的な配慮に努めるものとする。
- 優れた消波機能を持つ砂浜の復元、松林等の海浜植生も含めた自然海岸の保全及び地域の特性を活かした海岸の整備が重要である。こうした海岸保全の取り組みを進める場合は、自然的・社会的特性の調査を十分、行った上で取り組むものとする。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、後背地の防護機能のみではなく、景観、利便性及びユニバーサルデザイン化といった海岸へのアクセス向上にも配慮して、これらが一体となって海岸を守る方式が、利用度の高い海岸において重要である。
- 侵食が進行している海岸にあっては、現状の砂浜を保全することを基本として、最低限の幅と適度な勾配を持った砂浜全体の回復を図ることを目標とする。その際、沿岸漂砂の連続性を勘案し、侵食が進んでいる地域だけでなく砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応が重要である。さらに、相模川や酒匂川のように上流にダムのある河川においては、土砂供給にかかる対策として、砂防、森林、ダム、河川及び海岸等に係る関係行政機関が一層の連携を図るとともに、関係住民、学識経験者等が一堂に会して議論を深め、その成果を施策に生かした取り組みが重要である。具体的には、「総合土砂管理」を進めることで「山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくり」の考えに基づき「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」により、養浜を中心とした侵食対策を行い、モニタリングをしながら変化に応じた管理を行っていくものとする。
- 海岸保全施設の維持管理等については、定期的な点検、被災や異常箇所の早期発見等を実施して災害を未然に防止することに努めるものとする。
- 海岸の整備にあたって、海岸へつながる通路等の開口箇所については、津波、高潮・波浪により波の浸水が想定されるため、海岸管理者と通路等の管理者と技術協力等、安全を確保出来るように連携を図るよう努める。



真鶴港（平成9年9月19日 台風20号）

(2) 地域と一体となった防災対策

- 海岸保全を適切かつ効果的に進めていくためには、地域の意向に十分配慮し、地域との連携を図ることが重要である。特に、海岸保全施設の整備に当たっては、関係行政機関、関係住民、学識経験者、漁業者、海洋レクリエーション利用者等からなる協議会などの組織を作り、まとめた案をベースにして技術的な検討を行うなど、地域と一体となった計画を策定することに取り組むものとする。
- 災害に強い地域づくりを進めるため、海岸保全施設の整備と併せ、防災情報の提供や災害時の対

応方法の周知など、関係行政機関等と初等教育等を含めた関係住民とが連携した防災意識の向上及び防災知識の普及が重要である。このため、行政が主導しつつ関係住民と一緒に~~た~~防災対策を進める活動体制を整備することが必要である。具体的には津波、高潮のハザードマップ等の基礎資料となる浸水図の作成や海岸防災にかかるソフト対策を推進するとともに、適宜、避難訓練等を実施するものとする。

- 海岸における具体的なソフト対策として、海岸利用者に津波をはじめ高潮・波浪等の気象注意報・警報情報を表示し危険を知らせる津波情報盤や津波の浸水区域等を示した津波情報看板を設置しており、また、津波の気象注意報、警報が発令された時にオレンジフラッグの掲出を推進し、情報の周知を図ることが必要である。



津波情報看板の記載内容（茅ヶ崎海岸）



2-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項

2-3-1 沿岸の景観の保全

- 相模灘沿岸は、海面、岩礁、磯、砂浜、礫浜、岬、植生、夕照等が織りなす、多くの美しい海岸の景観を有しており、地域の文化、観光、海洋レクリエーション利用等の重要な資産となっている。この貴重な景観が損なわれることのないように、その保全を図るものとする。また、貴重な景観を活かすためには、展望のための良好な場所が不可欠であることから、可能な限り展望地及び海岸へのアクセスのための遊歩道等の環境整備を図るものとする。
- 砂浜海岸は、白砂青松などの美しい海岸景観の構成要素であるとともに、防災上の機能に加え、人と海とのふれあいの場として、また、海洋レクリエーション利用の場としても重要な役割を果たしている。したがって、砂浜海岸を積極的に保全し、生態系等に配慮することに努めることとする。さらに、自然海岸を大切にすることという基本認識のうえ、砂浜全体の変動状況について定期的に調査を実施し、その状況の把握に努めるものとする。
- 砂浜・礫浜や松林、集落、山並みなどの多様な構成要素があり、これらが一体として沿岸の景観を構成していることから、海岸保全施設の整備に当たっては、景観に溶け込むようにできるだけ配慮し、広い視点に立って、良好な海岸の景観の形成を図るものとする。
- 海岸の景観づくりを本沿岸全体に広げるため、神奈川県景観条例（平成18年12月施行）および神奈川景観づくり基本方針（平成19年8月策定）により良好な風致景観の保全や拠点都市の景観形成と言った基本方向が示され、各関係行政機関は連携を図り、沿岸各地の環境情報の共有化等に努め、相模灘沿岸らしい自然の風景や漁村・農村・閑静な住宅風景といった集落景観の保全を図るものとする。



江の島と藤沢海岸

2-3-2 沿岸の植生の保全

- 海岸保全施設の整備においては、事前に生態系の調査・分析を行うとともに、環境保全対策を計画し、植生に対してマイナスの影響が予測される場合には、ミチゲーションの考えに基づいて、極力これを緩和するための措置を講じるものとする。特に、海岸に分布する特定植物群落等の植生については、群落一体とした面的な保全に努めるものとする。
- 海浜植生の保全を進めるためには、関係行政機関と連携して、必要に応じて柵を設けて人の立入を制限するといった群落地内立入規制、マナー向上を図る啓発活動、関係住民等の参加による保護教育・保護活動の推進などにより、長期的・継続的な保全に努めるものとする。



茅ヶ崎海岸と砂防柵工

2-3-3 沿岸の生態系の保全・保護

- 相模灘沿岸では、陸域や海域で動植物などの生態系が広範囲に形成されている。こうした豊かな生態系は周辺環境の変化に対して非常に脆弱であり、一度破壊されるとその回復には長年月を要し、特に、干潟やサンゴ類の復元は困難となることが多い。これらの生態系は、漁業や観光などの産業にとってもかけがえのない貴重な資源であり、かつ、人々に憩いと安らぎを与えてくれるものとしても重要である。藻場や干潟、サンゴ類、海岸林等の生態系の保全・保護や再生は、水産資源の確保や栽培漁業にも有効であることから、海域の浄化対策や海岸利用者等のマナー向上などを含めた保全・保護に努めるものとする。
- 海岸環境に関する情報については、将来にわたり収集・整理・分析等を継続し、管理・公開していくことが望ましい。このため、関係行政機関と関係住民等が一体となって関係住民が参加しやすい情報管理のシステムづくりを図り、環境調査や環境教育を充実させ、生態系の保全・保護活動に努めるものとする。



横須賀海岸

2-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

2-4-1 歴史・文化資源の保全

- 相模灘沿岸には、歴史を有する市町や人々の暮らしを伝える文化を有する地域が存在している。こうした歴史・文化は、一度失ってしまうと復元が困難となることが多い。歴史・文化の継承は沿岸において、生活環境はもとより、漁業、観光や海洋レクリエーション利用などの産業にとっても貴重な資源であり、人々に憩いと安らぎを与えてくれるものとして重要である。この重要性に鑑み、歴史・文化資源の保全に努めるとともに、海岸との関係が深い伝統行事やイベント等について、沿岸の関係機関等と連携し、支援するものとする。



2-4-2 地域連携の促進と海岸美化の活動

- 海岸におけるゴミ問題や内陸のゴミが河川を通じて沿岸に至るといった問題は、沿岸のみならず内陸を含めた問題であり、関係行政機関と流域住民などと連携した取り組みが重要である。このため、海岸美化を推進するとともに、現在進められている住民活動やボランティア活動をはじめ、観光業者、海岸利用者等の清掃活動に対して支援するものとする。
- 砂浜海岸への車両等の乗り入れやゴミの放置・散乱などの問題に対しては、快適で清潔な海岸を目指すという観点から、海岸利用のマナーの向上やルールづくりとその周知に努めるものとする。さらに、地域の海岸愛護や動植物愛護を促す環境教育、人材育成、これらに関する関係住民などの活動を支援するものとする。
- 関係行政機関及び関係団体の広報活動等を通じた、海岸美化活動の展開が重要である。このため、海岸利用者等へのゴミの持ち帰りなどの呼びかけのマナー向上に努めるものとする。



2-4-3 沿岸の利便性向上と体験学習の場づくり

- 高齢者や障害者等が日常生活の中で安全で快適に海岸へ近づくことができ、身近に自然とふれあえるようにするため、利用の多い海岸においては海岸保全施設等のユニバーサルデザイン化を推進するよう努めるものとする。
- 幹線道路から海岸へのわかりやすいルート表示や案内表示、さらに海岸での利便施設へのルート表示や案内表示の設置等の充実を図るものとする。また、最寄り駅から海岸までの公共や民間施設等で、ユニバーサルデザイン化されている施設、区域等の情報をスムーズに提供できるよう、沿岸の関係行政機関等と連携を図るものとする。
- 沿岸の利便施設の内容や周辺環境の状況などについて、研究者やNPO等を含む関係者間で情報の共有化を図り、インターネットなどを通じ利用者へ情報が提供されるよう、関係行政機関と連携を図るものとする。
- 関係住民やボランティアによる干潟や磯場での自然観察、シュノーケリングといった海岸の動植物とふれあう環境学習などに対して支援するものとする。また、高齢者や障害者も、車イス等で安全に海岸の中を利用、学習できるよう、関係機関等と連携を図るものとする。

2-4-4 プレジャーボート対策の推進

- 沿岸の港や河川等に不法係留されている放置艇については、港湾法等の関連法による対応と合わせて、係留禁止区域等の設定を視野に入れた対応策の検討及び適切な処置を迅速に行うためのルールづくり、体制づくりを図るものとする。
- 国土交通省・水産庁による平成22年度『全国プレジャーボート実態調査』によれば、神奈川県の海域及び河川域を含め神奈川県全域で1,997隻であった。神奈川県では平成10年11月に「神奈川県プレジャーボート対策要綱」を定めて、不法係留艇の撤去に向けた対策を講じるとともに、平成14年4月から「神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例」が施行され、プレジャーボートの保管場所の確保を義務付けている。

2-4-5 海岸での利用調整

- 海洋レクリエーション利用者等の増加により、漁業を営む区域と海洋レクリエーション利用の区域が輻輳し、漁業活動などにも支障をきたしている。長期的視点から、利用目的ごとに区域の調整や海岸利用者のマナーの向上の徹底など、ソフト面の体制・手法を整えることが課題である。また、夏季を中心に、海水浴等の海岸利用者が増加するため、海岸利用と近隣の生活環境との調和を図ることが課題である。このため、海洋レクリエーション利用に伴う利用者間のトラブル防止及び海岸近隣居住者等に対する配慮のためのルールづくりや、その周知を行う関係行政機関等と連携を図るものとする。



平塚海岸の海・川・浜のルールブック

- 海岸利用に伴い必要となるトイレ等の施設については、ユニバーサルデザイン化が進んでいるが、子供、お年寄り、障害者等が安心して利用できるよう、海岸管理者や関係行政機関、地域の活動団体等と連携した管理、運営を図るものとする。

第3編 – 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 –

3-1 海岸保全施設を整備しようとする区域

本計画では、原則として一連の海岸保全施設を整備しようとする区域を定める。基本的には、現在、海岸保全区域に指定されている海岸を対象とするが、その他の海岸であっても施設の整備を行うことが必要と認められるときは、海岸保全区域の指定を前提に整備の対象とする。

3-1-1 整備対象海岸

対策を講じる海岸は、現在、越波・飛沫等の高波災害や、砂浜全体の侵食が進行している海岸、あるいは以前から対策を継続している海岸とする。

3-1-2 海岸の防護

(1) 高潮に対する防護

高潮からの防護を対象とする海岸にあっては、“朔望平均満潮位”に“想定される最大の偏差”を加えた計画高潮位に来襲波浪による打ち上げ高を加えたものに対して防護する。

(2) 津波に対する防護

津波からの防護を対象とする海岸にあっては、東北地方太平洋沖地震を契機として、国から示された「設計津波の水位の設定方法等について」（平成23年7月8日）の考えにより、朔望平均満潮位を加え、数十年から百数十年に一度程度発生する津波によるせり上がりを考慮した水位に対して防護する。併せて、地域の状況や防災効果を考慮してハード、ソフト面を組み合わせて防護する。

(3) 侵食に対する防護

侵食が進行している海岸にあっては、現状の砂浜を保全することを基本として、最低限の幅と適度な勾配を持つ砂浜を目標とし、必要に応じて砂浜の優れた消波機能を有した砂浜全体の回復を図る。その際、沿岸漂砂の連続性を勘案し、侵食が進んでいる地域だけでなく、流砂系・漂砂系の考えに基づき、砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応を適切に行う。

具体的には、平成23年3月に「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」を策定し、河川から供給された土砂が海岸に沿って移動し形成された砂浜の範囲を「漂砂系」、岬と岬に区切られたポケットのような海岸地形の中で砂の移動が收まり砂浜が形成されている「ポケットビーチ」に大別しそれの特性をふまえ、養浜を主体とした海岸保全を進め、P D C Aサイクルにより計画、実行、検証、再検討を行い、砂浜の変化に応じた適切な管理を行う。

3-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

3-2-1 防護方式

海岸保全施設の防護方式は、線的防護方式、面的防護方式に大別される。それぞれの主な施設には、以下のようなものがある。

- ・**線的防護方式** : 堤防・護岸（直立、傾斜、緩傾斜）、消波堤、防潮水門等
- ・**面的防護方式** : 突堤、人工リーフ、離岸堤、養浜等

表 3-2-1 主な海岸保全施設

種類	施設の整備目的	特徴	実施事例
線的な防護方式の主な対策工法	護岸（直立式）	<ul style="list-style-type: none"> ・越波の防止。 ・高潮、津波による後背地への海水侵入防止。 ・陸域の侵食防止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的費用が安い。 ・侵食がなければ砂浜は広い。 ・コンクリートの壁が目立つ。 ・水際に近づくのが困難。 ・護岸より海側は効果なし。 
	護岸（緩傾斜式）	<ul style="list-style-type: none"> ・越波の防止。 ・高潮、津波による後背地への海水侵入防止。 ・陸域の侵食防止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観への影響が少ない。 ・海岸が利用しやすい。 ・直立式より費用がかかる。 ・砂浜が狭くなる。 ・護岸より海側は効果なし。 
	消波工（消波堤）	<ul style="list-style-type: none"> ・越波の防止、低減。 ・崖（浜崖）の侵食防止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・越波低減効果は大きい。 ・崖（浜崖）侵食防止に有効。 ・景観への影響が大きい。 ・砂浜が狭くなる。 ・消波工より海側は効果なし。 
	突堤	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜の侵食防止。 ・沿岸漂砂（海岸線に沿った砂の動き）の制御。 ・突堤の漂砂上手側の汀線維持。 	<ul style="list-style-type: none"> ・費用はかかるが、自然石を用いた事例もある。 ・漂砂の上手側は堆積、下手側は侵食。 ・1基造ると、下手に次々造る必要に迫られることがある。 
	離岸堤	<ul style="list-style-type: none"> ・消波（波を小さくする）。 ・離岸堤背後の堆砂促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人工リーフと比較すると施設占有面積が小さく安価で、保全効果も分かりやすい。 ・開口部は侵食傾向となる。 ・景観や船舶航行への影響は大きい。 
	人工リーフ（潜堤）	<ul style="list-style-type: none"> ・消波（波を小さくする）。 ・人工リーフ背後の堆砂促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観への影響は小さいものの、船舶航行への影響は大きい。 ・開口部は侵食傾向となる。 ・離岸堤と比較して施設占有面積が大きく高価で、環境への影響が大きい場合がある。 
	ヘッドランド（人工岬工法）	<ul style="list-style-type: none"> ・侵食、越波の防止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・離岸堤群や人工リーフ群よりも少ない構造物で同等の範囲を守れる場合がある。 ・構造物の影響のみではなく、美しい弓状海岸線の改変という景観上の問題点もある。 
	人工海浜（養浜）	<ul style="list-style-type: none"> ・越波、侵食等各種災害からの防護。 ・飛砂、飛沫の低減、抑止。 ・景観、利用の向上。 ・等々を含む総合的対策。 	<ul style="list-style-type: none"> ・後背地の利用計画と合わせて実施されることが多い。 ・陸域には東屋、トイレ、シャワー等の利便施設が整備されることもある。 ・養浜砂の流出を防止するため、他の工法と併用されることが多い。 ・養浜材の粒径を考慮することで安定した海浜を形成できる。 
その他	植栽・植林（防潮林等）	<ul style="list-style-type: none"> ・飛砂の低減、抑止。 ・飛沫の低減。 ・景観の向上。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年は、松ばかりでなく、砂浜性植物による飛砂防止効果が期待されている。 

3-2-2 留意事項

海岸保全施設を整備しようとする区域毎に海岸保全施設の種類、規模、配置等について定める。海岸保全施設の種類、規模、配置等は、各地区などの実態に応じて防護、環境及び利用の観点から施設計画を立てる。海岸保全施設の計画にあたっては、工法選定を防護、環境及び利用面から合目的的な理由を位置づける。また、施設計画を策定するにあたっては、自然条件や海岸環境や利用に配慮した、適切な施設の整備とソフト的な対策を計画するが、このことについては地元市町、漁業関係者、関係住民、海岸利用者等の意見を聴くことが必要である。

老朽化護岸の場合は、その改築も施設計画の一部である。海岸保全施設の効用を果たしている道路擁壁等は、各施設管理者と調整のうえ、既設擁壁等を撤去して改築する案、既設擁壁の前面に新たに海岸保全施設を設置する案などを検討する。

なお、海岸保全施設がその防護水準に達していない箇所は、警戒・避難などのソフト対策で対処する。さらに、防護水準を超える外力に対しては、地域防災計画に従って関係行政機関や地域住民と連携を図りながら警戒・避難などのソフト対策で被害の軽減を図るものとする。

また、防護水準を超える最大クラスの津波が来襲し、海岸堤防等の天端を越流した場合でも、海岸堤防等が破堤、倒壊しにくく、また、海岸堤防等が破壊、倒壊した場合でも施設の効果が粘り強く発揮されるよう減災効果を目指した構造上の工夫に努める。

3-3 ブロック毎の海岸保全施設の整備に関する事項

整備を必要とする区域における海岸保全施設の整備に関する事項を示す。

表3-3-1 海岸保全施設の整備に関する事項（案）一覧表（1）

（表は構想であり、実施にあたっては、海岸に接し学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聽きながら計画を策定する。）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	現況天端高	現況施設	後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			整備の必要性	整備の概要	期待される効果
													防護面	環境面	利用面			
横須賀	①羽崎～星沙門	1	間口漁港	松輪	水産庁	805	人工海岸 自然海岸		T.P.+4.50m	船揚場 物揚場 防波堤 護岸	道路 住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・一定の防護水準を確保する。	沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。江奈湾奥の干潟の貴重な生物環境の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸沿いの散策道の維持・補修を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	一定の防護水準が確保されるように施設の整備に取り組む必要がある。	一定の防護水準が確保されるように施設の整備に取り組む。	高潮の防止によって背後地の生活環境が向上する。	
		2	星沙門漁港	星沙門	水産庁	700	人工海岸 自然海岸	高潮(越波)*	T.P.+2.70m	船揚場 物揚場 防波堤 護岸	道路 公園 田畠 住宅地	・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	冲合の藻場・磯場の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸沿いの散策道の維持・補修を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	高潮や津波等による被害を軽減するため、一定の防護水準が確保されるよう総合的な対策を検討する必要がある。	護岸(改良) ・消波工	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
②三崎～長者ヶ崎	②三崎～長者ヶ崎	3	三崎漁港	宮川	水産庁	1,709	人工海岸 自然海岸	高潮(津波)	T.P.+2.88～2.99m	船揚場 物揚場 防波堤 護岸 フックシャリーナ	山林 住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。 ・環境保全に配慮しながら観光資源としての利用を促進する。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	磯場、藻場の保全、保護に努める。風致地区と首都圏近郊緑地保全区域に指定されている現在の環境を維持する。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	高潮や津波等による被害を軽減するため、一定の防護水準が確保されるよう総合的な対策を検討する必要がある。	一定の防護水準が確保されるように施設の整備に取り組む。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
		4	三崎漁港	晴海	水産庁	700	人工海岸 自然海岸	高潮(津波)	T.P.+2.28～3.40m	物揚場 防波堤 護岸	山林 住宅地 工業用地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	磯場、藻場の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	高潮や津波等による被害を軽減するため、一定の防護水準が確保されるよう総合的な対策を検討する必要がある。	一定の防護水準が確保されるように施設の整備に取り組む。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
三崎	③三崎～長者ヶ崎	5	三崎漁港	城ヶ島	水産庁	3,130	人工海岸 自然海岸	高潮(津波)	T.P.+2.40～2.88m	船揚場 物揚場 防波堤 護岸	住宅地 工業用地	・飛砂から背後地を防護するとともに、沿岸漂砂による侵食を防止するとともに、沿岸漂砂による侵食を防止して現況汀線を維持する。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。 ・環境保全に配慮しながら観光資源としての利用を促進する。 ・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・研究の拠点の形成など海の総合的な活用を図る。	飛砂を防止して背後地を防護するとともに、沿岸漂砂による侵食を防止するとともに、沿岸漂砂による侵食を防止して現況汀線を維持する。 高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	白秋砂を中心として造成された人工海浜の整備と保全に努める。城ヶ島の東西端に広がる機場、藻場の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。 沿岸沿いの散策道の維持・補修を図る。	高潮や津波等による被害を軽減するため、一定の防護水準が確保されるよう施設整備に取り組む。	一定の防護水準が確保されるよう施設整備に取り組む。	飛砂、飛砂の防止によって背後の生活、利用環境が向上する。侵食の防止によって沙浜の保全が図られる。
		6	三崎漁港	三崎	水産庁	2,320	人工海岸	高潮(津波)	T.P.+2.80～3.00m	船揚場 物揚場 防波堤 護岸	住宅地 工業用地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。 ・環境保全に配慮しながら観光資源としての利用を促進する。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	入り組んだ湾内の底質や水質の保全に努める。生態系や自然環境に配慮した水辺空間の創出を図る。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。プレジャーボートと漁船等の航行等の調整を図る。	高潮や津波等による被害を軽減するため、一定の防護水準が確保されるよう総合的な対策を検討する必要がある。	一定の防護水準が確保されるように施設の整備に取り組む。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
三崎	④三崎～長者ヶ崎	7	三崎漁港	白石	水産庁	1,100	人工海岸 自然海岸	高潮(津波)	T.P.+2.58～3.10m	船揚場 物揚場 防波堤 護岸	住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	磯場、藻場の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	高潮や津波等による被害を軽減するため、一定の防護水準が確保されるよう総合的な対策を検討する必要がある。	一定の防護水準が確保されるように施設の整備に取り組む。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
		8	三崎漁港	海外	水産庁	1,580	人工海岸 自然海岸	高潮(津波)	T.P.+2.80～3.20m	船揚場 物揚場 防波堤 護岸	住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	磯場、藻場の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	高潮や津波等による被害を軽減するため、一定の防護水準が確保されるよう総合的な対策を検討する必要がある。	一定の防護水準が確保されるように施設の整備に取り組む。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
三崎	⑤三崎～長者ヶ崎	9	三崎漁港	諸磯	水産庁	4,200	人工海岸 自然海岸	高潮(津波)	T.P.+1.90～3.38m	船揚場 物揚場 防波堤 護岸	住宅地 林地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。 ・環境保全に配慮しながら観光資源としての利用を促進する。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	磯場、藻場の保全、保護に努める。入り組んだ湾内の底質や水質の悪化や潮奥での土砂の堆積の予防に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	高潮や津波等による被害を軽減するため、一定の防護水準が確保されるよう総合的な対策を検討する必要がある。	一定の防護水準が確保されるように施設の整備に取り組む。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。

*高潮は台風等の気象擾乱が原因で発生するものであり、高波浪による越波等とは違うものであるが、海岸保全事業として対策する場合は越波、飛沫による被害等も広義の意味において高潮災害と称する。

表3-3-1 海岸保全施設の整備に関する事項（案）一覧表（2）

(表は構想であり、実施にあたっては、海岸に同じ学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を踏きながら計画を策定する。)

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	現況天端高	現況施設	後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			整備の必要性	整備の概要	期待される効果
													防護面	環境面	利用面			
		10	三崎漁港	小網代	水産庁	6,070	人工海岸 自然海岸	高潮(津波) ▲	T.P.+3.00m	船揚場 物揚場 防波堤 護岸	住宅地 林地	・都市型漁業の振興、海洋リクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮・津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。 ・極力自然環境を損ねることのない工法を選択するように取り組む。 ・環境保全に配慮しながら観光資源としての利用を促進する。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	磯場、藻場の保全、保護に努める。あり組んだ浜内の底質水質の悪化や海岸の土砂の堆積の予防に努める。 ・小網代の干潟のアカガニ、油壺のサザンなど貴重な生物環境の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を行う。 ・小網代の干潟のアカガニ、油壺のサザンなど貴重な生物環境の保全、保護に努める。	高潮や津波等による被害を軽減するため、一定の防護水準が確保されるよう総合的な対策を検討する必要がある。	一定の防護水準が確保されるよう総合的な対策を検討する必要がある。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
		11	初声漁港	三戸	水産庁	555	人工海岸 自然海岸	侵食	T.P.+4.00~5.00m	船揚場 物揚場 防波堤 護岸	道路 住宅地	・沿岸漂砂による侵食を防止して現況汀線の維持を図る。一定の防護水準を確保するために、施設の整備を行う。	沿岸漂砂による侵食を防止して現況汀線の維持を図る。一定の防護水準を確保するために、施設の整備を行う。	良好的漁業環境の維持を図る。海岸の散策道の維持・補修を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど貴重な植物群生の保全、保護に努める。	汀線の変化から防波堤外側の海岸線は近年後退(侵食)傾向にあり、さらに今後も後退が予測されており、砂浜の保全、背後地の土砂保全の観点から、津波が発生する場合に施設の整備に取り組む必要がある。	・堤防 ・一定の防護水準が確保されるよう施設の整備に取り組む。	侵食の防止によって砂浜および背後地の保全が図られる。	
		12	三浦(河)	初声	国土交通省 水管理・国土 保全局	840	自然海岸	(侵食)	T.P.+4.00	砂浜	道路 住宅地	・沿岸漂砂による侵食を防止して砂浜の保全に努める。 ・海洋リクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・一定の防護水準を確保する。	相模沿岸海岸侵食対策計画にに基づき津波汀線の維持に努める。 ・一定の防護水準を維持するため、施設の整備を行う。	冲合の藻場、磯場の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。・三戸のお精霊流しなどの伝統的な行事に配慮した適切な海岸保全に努める。	汀線の変化から海岸線は近年侵食傾向にあり、相模沿岸海岸侵食対策計画に基づき津波が発生する場合に施設の維持管理に取り組む必要がある。	・砂浜の維持管理	侵食対策によって砂浜および背後地の保全が図られる。
		13	三浦(河)	長浜	国土交通省 水管理・国土 保全局	960	人工海岸 自然海岸	高潮(津波) ▲	T.P.+2.96m	護岸 砂浜	道路 住宅地 公共施設 駐車場	・海洋リクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮・津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	冲合の藻場、磯場の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。・佐連監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	汀線の変化から海岸線は近年侵食傾向にあり、相模沿岸海岸侵食対策計画に基づき津波が発生する場合に施設の整備に取り組む必要がある。	・護岸(改良) ・消波工 ・砂浜の維持管理	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
		14	長井漁港	荒井	水産庁	658	人工海岸 自然海岸	高潮(津波) ▲	T.P.+1.80~3.40m	船揚場 物揚場 防波堤 護岸	漁港施設 用地 道路 住宅地	・都市型漁業の振興、海洋リクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮・津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観、沖合の藻場、磯場の保全、保護に努める。	荒崎・潮騒の道と呼ぶ海岸景観、沖合の藻場、磯場の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。「海・浜のルールブック構成須賀『長井』」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋レジャー目的の海岸利用者に対してルールの周知を図る。	実際に越波・浸水被害が生じているため対策を検討する必要がある。高潮や津波等による被害を軽減するため、一定の防護水準が確保されるよう総合的な対策を検討する必要がある。	・護岸(改良) ・消波工	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
		15	長井漁港	漆山	水産庁	844	人工海岸 自然海岸	高潮(津波) ▲	T.P.+2.70~3.50m	船揚場 物揚場 防波堤 護岸	漁港施設 用地 道路 住宅地	・都市型漁業の振興、海洋リクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮・津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	荒崎・潮騒の道と呼ぶ海岸景観、沖合の藻場、磯場の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。「海・浜のルールブック構成須賀『長井』」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋レジャー目的の海岸利用者に対してルールの周知を図る。	実際に越波・浸水被害が生じているため対策を検討する必要がある。高潮や津波等による被害を軽減するため、一定の防護水準が確保されるよう総合的な対策を検討する必要がある。	・護岸(改良) ・消波工	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
		16	長井漁港	新宿	水産庁	573	人工海岸	高潮(津波) ▲	T.P.+2.17m	船揚場 物揚場 防波堤 護岸	漁港施設 用地 道路 住宅地	・都市型漁業の振興、海洋リクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮・津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観、沖合の藻場、磯場の保全、保護に努める。	荒崎・潮騒の道と呼ぶ海岸景観、沖合の藻場、磯場の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。「海・浜のルールブック構成須賀『長井』」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋レジャー目的の海岸利用者に対してルールの周知を図る。	高潮や津波等による被害を軽減するため、一定の防護水準が確保されるよう総合的な対策を検討する必要がある。	・護岸(改良)	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
		17	長井漁港	本港	水産庁	784	人工海岸 自然海岸	高潮(津波) ▲	T.P.+2.00~2.87m	船揚場 物揚場 防波堤 護岸	漁港施設 用地 道路 住宅地	・都市型漁業の振興、海洋リクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮・津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	荒崎・潮騒の道と呼ぶ海岸景観、沖合の藻場、磯場の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。「海・浜のルールブック構成須賀『長井』」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋レジャー目的の海岸利用者に対してルールの周知を図る。	高潮や津波等による被害を軽減するため、一定の防護水準が確保されるよう総合的な対策を検討する必要がある。	・護岸(改良) ・消波工	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
		18	横須賀(河)	長井	国土交通省 水管理・国土 保全局	1,398	人工海岸	高潮(津波) ▲	T.P.+2.50~5.00m	護岸 堤防	道路 住宅地	・海洋リクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮・津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	冲合の藻場や天然礁場など豊かな小田和湾の生物環境の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。多くの人たちが海辺と親しみこができるよう完全で快適なアクセスづくりを推進する。「海・浜のルールブック構成須賀『長井』」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋レジャー目的の海岸利用者に対してルールの周知を図る。	既設護岸が老朽化し、また護岸が低く、波による被害や飛沫による塗害が背後住宅に及んでいたため、平成7年度から防災機能の向上とともに、浜利利用、景観及び親水性に配慮した堤防を整備中である。一定の防護水準が確保されるよう施設の整備に取り組む必要がある。	・直立消波ブロック式堤防 ・階段ブロック式堤防	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。

※高潮は台風等の気象擾乱が原因で発生するものであり、高波浪による越波等とは違うものであるが、海岸保全事業として対策する場合は越波、飛沫による被害等も広義の意味において高潮災害と称する。

表3-3-1 海岸保全施設の整備に関する事項（案）一覧表（3）

(表は構想であり、実施にあたっては、海岸に同じ学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を踏きながら計画を策定する。)

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	現況天端高	現況施設	後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			整備の必要性	整備の概要	期待される効果
													防護面	環境面	利用面			
		19	長井漁港	井尻	水産庁	263	人工海岸	高潮(越波※津波)	T.P.+2.27~2.87m	船揚場物揚場防波堤護岸	漁港施設用地道路住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	荒崎・潮騒の道へと続く海岸景観、沖合の藻場、機場の保全・保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	高潮や津波等による被害を軽減するため、一定の防護水準が確保されるよう総合的な対策を検討する必要がある。	・護岸(改良)	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
		20	佐島漁港	谷戸芝	水産庁	1,227	人工海岸 自然海岸	高潮(越波※津波)	T.P.+1.88m	船揚場物揚場防波堤護岸	漁港施設用地林地道路住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	沖合の藻場、磯場の保全、保全、保護に努める。砂浜の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	高潮や津波等による被害を軽減するため、一定の防護水準が確保されるよう総合的な対策を検討する必要がある。	・護岸(改良)	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
		21	佐島漁港	本港	水産庁	2,396	人工海岸 自然海岸	高潮(越波※津波)	T.P.+2.70~2.87m	船揚場物揚場防波堤護岸	漁港施設用地道路住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	沖合の藻場、磯場の保全、保護に努める。天神島周辺の貴重な植物の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	高潮や津波等による被害を軽減するため、一定の防護水準が確保されるよう総合的な対策を検討する必要がある。	・護岸(改良)	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
		22	佐島漁港	芦名	水産庁	1,040	人工海岸 自然海岸	高潮(越波※津波) 侵食	T.P.+3.30~3.37m~3.57m	船揚場物揚場防波堤護岸	漁港施設用地道路住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	沖合の藻場、磯場の保全、保護に努める。戸名川河口の砂浜の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	現況天端高が計画堤防高を満たしておらず、実際に越波被害が生じているため、越波対策が必要である。高潮や津波等による被害を軽減するため、一定の防護水準が確保されるよう総合的な対策を検討する必要がある。	・護岸(改良) ・消波工 ・養浜	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。砂浜の回復と保全により海岸利用者のアクセスの改良と利用環境の向上が図られる。
		23	秋谷漁港	秋谷	水産庁	1,069	人工海岸 自然海岸		T.P.+3.10~3.41m	船揚場物揚場防波堤護岸	漁港施設用地道路住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・一定の防護水準を維持する。	高潮や津波等による被害を防衛するため、海岸景観の高さに応じて越波防止する。越波が生じている漁港施設背後にあっては、既設護岸の嵩上げのほか冲合施設や養浜等によって越波を防止する。一定の防護水準を確保するために、施設の整備を行う。	沖合の藻場、磯場の保全、保護に努める。隣接する立石岩の景観資源の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰り及び秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	一定の防護水準が維持されるように施設の維持管理に取り組む必要がある。	・一定の防護水準が維持されるように施設の維持管理に取り組む。	一定の防護水準が維持される。
		24	横須賀(河)	秋谷・海老田	国土交通省 水管理・国土 保全局	1,001	自然海岸	高潮(越波)※ 侵食	T.P.+5.50m	護岸	道路住宅地公園駐車場	・沿岸漂砂による侵食を防止し砂浜の保全に努める。 ・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図るものとする。 ・一定の防護水準を確保する。	高潮時の越波を防止して海岸背後地を防護する。一定の防護水準を確保する。施設の異常箇所の早期発見のための点検を継続的に行つ。	優れた立石の景観資源や、自然体験学習の場ともなっている藻場や天然磯場などの豊かな生物環境の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	立石県営駐車場の一部で高波浪時の越波や飛沫の影響を受けている箇所がある。一定の防護水準が確保されるように施設の整備に取り組む必要がある。	・護岸(改良) ・消波工 ・養浜 ・砂浜の維持管理	越波、飛沫の防止によって背後地の生活・利用環境が向上する。侵食の防止によって砂浜および背後地の保全が図られる。
		25	久留和漁港	久留和	水産庁	656	人工海岸 自然海岸		T.P.+3.10m	船揚場物揚場防波堤護岸	漁港施設用地道路住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・一定の防護水準を維持する。	一定の防護水準を維持するため、施設の異常箇所の早期発見のための点検を継続的に行つ。	冲合の藻場、磯場の保全、保護に努める。砂浜の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰り及び秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	一定の防護水準が維持されるように施設の維持管理に取り組む必要がある。	一定の防護水準が維持される。	一定の防護水準が維持される。
		26	横須賀(河)	秋谷・大原浜田	国土交通省 水管理・国土 保全局	1,333	自然海岸	侵食	T.P.+5.68m	護岸 消波工	道路住宅地駐車場	・海岸の侵食を防止し、砂浜の消波の機能の確保に努める。 ・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・一定の防護水準を確保する。	現耕柱を使用した計画的な養浜により砂浜の回復を図る。一定の防護水準を確保する。施設の異常箇所の早期発見のための点検を継続的に行つ。	優れた景観資源、冲合の藻場や天然磯場などの豊かな生物環境の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	侵食によって既設護岸の倒壊や崩落による駐車場の被災などの被害があった。一定の防護水準が確保されるように施設の整備に取り組む必要がある。	侵食対策	砂浜の回復により砂浜の機能の確保が図られる。
横須賀	③葉山・逗子	27	葉山(河)	一色	国土交通省 水管理・国土 保全局	2,317	自然海岸	高潮(越波) ※ 侵食	T.P.+4.65m	護岸 消波堤 突堤	道路住宅地公園用財産	・海岸へのアクセスの向上、水際線の横方向の連携を図るために歩道を整備する。 ・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・一定の防護水準を維持する。	一定の防護水準を確保する。施設の異常箇所の早期発見のための点検を継続的に行つ。また、伝達監視体制・避難場所等のソフト対策で対処する。	藻場や天然磯場などの生物環境や天然記念物など貴重な動物、植物の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	水際線の横方向の連携が分断されている。また身障者等にとっては海岸へのアクセスが困難である。一定の防護水準が維持されるように施設の整備に取り組む必要がある。また、砂浜の変動状況をモニタリングしながら対処する。	・越波対策 ・砂浜の維持管理	水際線の横方向の連携が分断されている。また身障者等にとっては海岸へのアクセスが困難である。一定の防護水準が確保されるように施設の整備に取り組む必要がある。砂浜の変動状況をモニタリングしながら対処する。
		28	真名瀬漁港	葉山	水産庁	540	自然海岸 人工海岸	高潮(越波)※ 侵食		船揚場物揚場防波堤護岸	道路住宅地	・高潮時の越波から背後地を防護するための対策を計画する。 ・一定の防護水準を維持する。	優れた景観、沖合の藻場や天然磯場などの豊かな生物環境の保全、保護を図る。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼びかけや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	高潮浪時には越波や飛沫が海岸背後地に発生しておる。一定の防護水準が確保・維持できるよう施設の整備および維持管理に取り組む必要がある。	・越波対策	越波の防止、砂浜の回復によつて海岸背後地の生活環境が向上する。	
		29	葉山(河)	堀内	国土交通省 水管理・国土 保全局	1,240	自然海岸	高潮(越波)※ 侵食	T.P.+4.90m	離岸堤突堤護岸 消波工	住宅地道路	・北部地区で発生している高潮時の飛沫等を防止して海岸背後地を防護する。養浜によって現況汀線の維持を図る。 ・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・一定の防護水準を確保する。	優れた景観資源、冲合の藻場や天然磯場などの豊かな生物環境の保全、保護を図る。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	海水量が狭小となっているため高波浪時には越波や飛沫が海岸背後地に発生している。小陸縫の横方向の連携が分断されている。また身障者等にとっては海岸へのアクセスが困難である。フレジャーポートの設置対策を推進する。「海・浜のルールブック」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋利用者に対するルールの周知を図る。	・養浜 ・階段護岸 ・砂浜の維持管理	飛沫の防止、砂浜の回復によつて海岸背後地の生活環境が向上する。	

※高潮は台風等の気象擾乱が原因で発生するものであり、高潮による越波等とは違うものであるが、海岸保全事業として対策する場合は越波、飛沫による被害等も広義の意味において高潮災害と称す。

表3-3-1 海岸保全施設の整備に関する事項（案）一覧表（4）

(表は構想であり、実施にあたっては、海岸に同じ学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を踏きながら計画を策定する。)

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	現況天端高	現況施設	後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			整備の必要性	整備の概要	期待される効果
													防護面	環境面	利用面			
		30	葉山港(港)	葉山	国土交通省 港湾局	257	人工海岸 自然海岸	高潮(越波)* 侵食	T.P.+2.70m (小浜地区) T.P.+4.90m (海岸保全区域)	護岸	道路 住宅地	・海岸の侵食を防止し砂浜の保全に努める。 ・高潮時の越波から後背地を防護するため、対策を計画する。 ・海洋リクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・一定の防護水準を確保する。	高潮時の越波を防止して海岸背面を防護する。浜辺によって現況河口線の維持を図る。一定の防護水準を確保するために、施設の整備を行う。	優れた景観資源、沖合の藻場や天然礁場などの豊かな生物環境の保全、保護を図る。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を促進する。海岸へのアクセスを促進した遊歩道の整備を図る。自然環境の保全、保護に配慮した海水浴場の適切な利便性に努める。フレジャーポートの設置対策を推進する。	砂浜が狭小となっており高潮浪時に越波や飛沫の被害が背後の住宅街に発生している。海水浴場の様向の連携が分断されている。また、身障者によっては海岸へのアクセスが困難である。一定の防護水準が確保されるよう施設の整備に取り組む必要がある。	侵食の防止によって砂浜および背後地の保全が図られる。越波、飛沫の防止によって背後地の生活環境が向上する。	
		31	逗子(河)	逗子	国土交通省 水管理・国土保全局	1,901	自然海岸	侵食	T.P.+5.09m	護岸 突堤 消波堤	道路 住宅地 商業地 駐車場	・海岸北側の侵食を防止し砂浜の保全に努める。 ・海洋リクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・一定の防護水準を確保する。	浜辺によって現況河口線の維持を図る。一定の防護水準を確保するため、施設の整備を行う。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	優れた景観資源、沖合の藻場や天然礁場などの豊かな生物環境の保全、保護を図る。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を促進する。自然環境の保全、保護に配慮した海水浴場の適切な利便性に努める。フレジャーポートの放送対策を推進する。	海岸北側の狭い海岸は利用の妨げとなっており、汀線変化の解析結果から海岸綫は近年侵食傾向にあることがわかつており対策が求められる。一定の防護水準が確保されるよう施設の整備に取り組む必要がある。	・浜浜 ・突堤 ・砂浜の維持管理	海岸北側の狭い海岸は利用の妨げとなっており、汀線変化の解析結果から海岸綫は近年侵食傾向にあることがわかつており対策が求められる。一定の防護水準が確保されるよう施設の整備に取り組む必要がある。
		32	小坪漁港	小坪	水産庁	1,051	人工海岸 自然海岸	侵食(飛砂)	T.P.+5.00~ 6.00m	船揚場 物揚場 防波堤	道路 住宅地 山林	・都市型漁業を採掘するとともに、海洋リクリエーション拠点としての共存を図る。 ・一定の防護水準を確保する。 ・環境保全に配慮しながら観光資源としての利用を促進する。	一定の防護水準を確保するため、施設の整備を行う。	冲合の磯場、藻場の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持や海洋リクリエーションとの共存が図られるよう配慮する。海岸ごみの持ち帰り呼びかけや秩序ある海岸利用の呼びかけなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	一定の防護水準が確保されるよう施設の整備に取り組む必要がある。	一定の防護水準が確保されるよう施設の整備に取り組む必要がある。	一定の防護水準が確保されることによって、背後地の生活環境が維持される。
藤沢	④鎌倉	33	鎌倉(河)	由比ヶ浜	国土交通省 水管理・国土保全局	3,331	自然海岸	高潮* 侵食	T.P.+4.00m	護岸 消波工 突堤	住宅地等 道路 商業地 駐車場	古都、海辺のまちなみを控えた鎌倉海岸の自然や景観を出来る限り保全し、多様な利用関係を調整し、「みんなで守り・楽しめ・伝えよう相模灘の豊かな自然と悠久の歴史・文化」の海岸を実現させよ。特に木村地区は和洋江戸(史跡)の保全、漁業との共生等、多様な利用関係の調整が必要。由比ヶ浜は海岸として現水性を高め、砂浜の保全を図る。坂下地区は防護と漁業を守る。	砂造の波浪機能の不足により、背後地の防護が不足している箇所では現状の砂浜を維持するように総合的な高潮・侵食対策を実現する。また、伝達監視体制の充実や、避難のためのソフト対策を図る。	自然砂浜海岸の保全・向上を図り、海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。また、景観史跡の保全と冲合の藻場・磯場の保全、保護に努める。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。海岸を散策し、楽しめたのユーバーサルデザイン化に配慮した整備に努める。漁業者との共存、自然環境の保全、保護に配慮した海岸の適切な利用に努める。	鎌倉海岸の中でも由比ヶ浜地区は、背後地の地盤高も低く、かつ、住居が密集している。この地域は、過去の台風により浸食されたことで波浪の打上げ高の増大を招くなど、高潮災害が発生する危険があるため、一定の防護水準が確保されるよう総合的な高潮・侵食対策が必要である。	・護岸の改良 ・砂浜の維持管理	総合的な高潮・侵食対策を実施することで高潮災害から背後地を防護できる。また、砂浜が維持されることで、海岸での遊び、学習、利用が促進され、海の愛護に連絡される。
		34	鎌倉(河)	七里ヶ浜	国土交通省 水管理・国土保全局	2,600	自然海岸	侵食	T.P.+8.70m	護岸	住宅地	古都、海辺のまちなみを控えた鎌倉海岸の自然や景観を出来る限り保全し、多様な利用関係を調整し、「みんなで守り・楽しめ・伝えよう相模灘の豊かな自然と悠久の歴史・文化」の海岸を実現させよ。特に木村地区は和洋江戸(史跡)の保全を図る。	潮沿いにより現状の砂浜を維持することを図る。また、伝達監視体制の充実や、避難のためのソフト対策を図る。	砂草などの保全を図り、海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。また、防護の保全と冲合の藻場・磯場の保全、保護に努める。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。また、防護の保全と冲合の藻場・磯場の保全、保護に努める。	福岡ヶ崎近傍においては、海岸の変動状況をモニタリングしながら、景観や環境、利用に配慮した対策が必要なこと。	・鎌倉 ・砂浜の維持管理	砂浜が維持されることで、海岸での遊び、学習、利用が促進され、海の愛護に連絡される。
		35	腰越漁港	腰越	水産庁	988	自然海岸 人工海岸		T.P.+4.34~ 8.70m	護岸	住宅地	小動物など鎌倉海岸の自然や景観を出来る限り保全し、多様な利用関係を調整し、「みんなで守り・楽しめ・伝えよう相模灘の豊かな自然と悠久の歴史・文化」の海岸を実現させる。	現況の砂浜を維持することを基本的な目標とする。 ・一定の防護水準を確保するため、施設の整備を行う。	海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。また、景観の保全と冲合の藻場・磯場の保全、保護に努める。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。	背後に住宅地を有するため、防護上必要な場合には迅速な対応が可能となるよう、汀線変動傾向の把握に努める。	・一定の防護水準が確保されるように防護の整備に取り組む。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
⑤藤沢・茅ヶ崎		36	湘南港(港)	藤沢	国土交通省 港湾局	1,586	人工海岸 自然海岸	高潮(越波)*	T.P.+6.61m	護岸 消波工	住宅地 駐車場	海岸災害から海岸を防護するとともに観光地である江の島の景観に相応しい海辺づくりの創出を図る。	高潮時に越波が生じている箇所については、海岸景観に配慮した護岸の嵩上げや消波工等によって浸水被害を防止する。また、避難所を整備し、避難経路を地域住民へ周知徹底を図る。	冲合いの藻場・磯場の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸沿いの散歩道の維持・補修を図る。海岸ゴミの持ち帰りなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	部区间において、実際に越波が生じているため、浸水被害が発生しないよう整備の必要がある。	・護岸の嵩上げ又は消波工	越波の防止によって背後地の生活環境が向上する。
		37	片瀬漁港	片瀬	水産庁	142	人工海岸 自然海岸		T.P.+6.50m		住宅地 商用地	潮沿いにより現状の砂浜を維持するため、河川整備計画による整備を行なう。	伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。背景の公園を配慮した整備に努め、安全で快適な利用を可能とする。	・一定の防護水準が確保されるように河川整備計画との整合を図りながら検討していく必要がある。 ・併せてソフト対策も必要である。	・一定の防護水準が維持される。 ・河川整備計画との整合を図りながら検討していく必要がある。	一定の防護水準が維持される。
		38	藤沢(河)	藤沢	国土交通省 水管理・国土保全局	5,239	自然海岸	侵食	T.P.+6.50m	護岸	住宅地 商業地 道路 駐車場	海岸に近接して、市街地や観光地がある区域で、土地利用、住環境、海岸利用に配慮しつつ河川整備計画を推進し、海岸保全施設の一定の防護水準を図る。現状の砂浜を保全することを基本として、養浜を主体とした海岸侵食対策に取り組む。	海岸保全施設や養浜によって現状の砂浜を維持することを基本的な目標とする。また、伝達監視体制の充実や、避難のためのソフト対策を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の増進を図る。また、海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。海岸を散策し、楽しめたのユーバーサルデザイン化に配慮した整備に努め、安全で快適な利用を可能とする。	引地川右岸の現況護岸高不足区間は、藤沢市の土地利用計画上の整合性を踏まえて整備を検討していく必要がある。 ・海岸の変動状況をモニタリングしながら、景観や環境、利用に配慮した対策が必要である。	・砂浜の維持管理	砂浜が維持されることで、海水浴場等の海岸での遊び、学習、利用が促進され、海の愛護に連絡される。
		39	茅ヶ崎(河)	茅ヶ崎(中海岸)	国土交通省 水管理・国土保全局	4,793	自然海岸	高潮* 侵食	T.P.+6.50m	護岸 突堤 ヘッドランプ	住宅地 商用地 農用地 森林	代表的な白砂青松海岸の保全を図りながら、多様な海岸リゾートや温泉等との利用調整を図る。海岸を侵食から防護するとともに、安全で快適な利用環境に向けた取り組みを図る。また、伝達監視体制の充実や、避難のためのソフト対策を図る。	茅ヶ崎主体とした侵食対策により海岸保全の回復を図ることによって、部分的な消波機能を有する背後地を防護する。また、伝達監視体制の充実や、避難のためのソフト対策を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の増進を図る。また、海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。海岸を散策し、楽しめたのユーバーサルデザイン化に配慮した整備に努め、安全で快適な利用を可能とする。	中海岸地区は、かつての砂浜が消失した海岸である。急勾配化した海岸は、高波浪を発生させて護岸を被災させる可能性が増した。こうしたことから、斜径を有する海岸に流向かして護岸を保全し、背後のサイクリング道路や砂防林等を防護する必要がある。	・茅ヶ崎 ・砂浜の維持管理 ・空堤の改良	茅ヶ崎主体とした侵食対策を実施することで海岸を維持しながら高潮災害から背後地を防護できる。また、砂浜が回復することで、海岸での遊び、学習、利用が促進され、海の愛護に連絡される。
		40	茅ヶ崎漁港	南湖	水産庁	578	自然海岸 人工海岸		T.P.+4.00m	護岸	住宅地	代表的な白砂青松海岸の保全を図りながら、地元漁業との利用調整を図る。	伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	漁港西側の堆積砂を、侵食が激しい中海岸に養浜材として利用する。 ・申請第1種漁港のため、地元漁業者の漁港として、利用を図る。	申請第1種漁港のため、地元漁業者の漁港として、利用を図る。	茅ヶ崎漁港西側海浜の沿岸漂砂に対しサンパイバス等の手法を含めた養浜対策を実施する。	・茅ヶ崎工	現状の砂浜を保持するとともに、波浪を減衰させ、背後の護岸、サイクリング道路の防護が図られる。
		41	茅ヶ崎(河)	茅ヶ崎(柳島)	国土交通省 水管理・国土保全局	4,793	自然海岸	侵食	T.P.+6.50m	護岸 消波堤	住宅地 商用地 農用地 森林	東下第一の相模川の河口部に位置し、豊かな海岸の地形と景観を保っていたが、近年、これらが急速に失われた。これが失われた自然を出来るだけ再生することを基本方針とする。	海岸保全施設や養浜によって現状の砂浜を維持する。また、伝達監視体制の充実や、避難のためのソフト対策を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。海岸を散策し、楽しめたのユーバーサルデザイン化に配慮した整備に努め、安全で快適な利用を可能とする。	海岸ゴミが嵩むことによって護岸を保全し、背後のサイクリング道路や砂防林等を防護する必要がある。柳島地区背後は低平地が広がったため、海水の浸水を未然に防止する必要がある。	・消波堤 ・養浜工 ・砂浜の維持管理	茅ヶ崎主体とした侵食対策を実施することで海岸を維持しながら高潮災害から背後地を防護できる。また、砂浜が維持されることで、海岸での遊び、学習、利用が促進され、海の愛護に連絡される。	

※高潮は台風等の気象擾乱が原因で発生するものであり、高波浪による越波等とは違うものであるが、海岸保全事業として対策する場合は越波、飛沫による被害等も広義の意味において高潮災害と称する。